

「高知県建設工事クールワークタイム」実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(工期の延長)</p> <p>第5条 クールワークタイムの導入に伴う作業時間の短縮(1日あたり2時間)を補うため、工期を延長することができるものとする。</p> <p>2 工期の延長日数は、クールワークタイムの導入期間中において短縮した時間数に基づいて算出する。</p> <p>3 算出方法は、短縮時間×クールワークタイム導入期間(現場閉所日を含む)÷8時間(所定労働時間)－<u>9</u>日(猛暑日)とし、小数点1位を切り上げるものとする。</p> <p>4 受注者は、契約書第22条に基づき、工期の延長を請求することができるものとする。</p> <p>5 工期の延長請求は、猛暑日による作業不能日とは別に考慮できるものとする。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和7年3月28日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和8年5月25日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(工期の延長)</p> <p>第5条 クールワークタイムの導入に伴う作業時間の短縮(1日あたり2時間)を補うため、工期を延長することができるものとする。</p> <p>2 工期の延長日数は、クールワークタイムの導入期間中において短縮した時間数に基づいて算出する。</p> <p>3 算出方法は、短縮時間×クールワークタイム導入期間(現場閉所日を含む)÷8時間(所定労働時間)－<u>7</u>日(猛暑日)とし、小数点1位を切り上げるものとする。</p> <p>4 受注者は、契約書第22条に基づき、工期の延長を請求することができるものとする。</p> <p>5 工期の延長請求は、猛暑日による作業不能日とは別に考慮できるものとする。</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和7年3月28日から施行する。</p>

新

旧

(工期延長の請求例)

様式26

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者 住 所
氏 名

完成期限延長申請書

下記のとおり、工事の完成期限の延長を申し出ます。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 金 額
- 4 契 約 年 月 日
- 5 工 期
- 6 延 長 日 数 例：2時間×61日（現場閉所日含む）÷8時間－9日
＝6.25日≒7日（土日含む）
- 7 完成予定年月日
- 8 理 由 例：クールワークタイム導入（令和8年8月1日から令和8年9月30日）に伴う作業時間の短縮（1日あたり2時間）を補うため。クールワークタイムの実績については、別紙（日報や工程表など）のとおり。

(工期延長の請求例)

様式26

令和 年 月 日

高知県知事 様

受注者 住 所
氏 名

完成期限延長申請書

下記のとおり、工事の完成期限の延長を申し出ます。

記

- 1 工事名及び工事番号
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 金 額
- 4 契 約 年 月 日
- 5 工 期
- 6 延 長 日 数 例：2時間×61日（現場閉所日含む）÷8時間－7日
＝8.25日≒9日（土日含む）
- 7 完成予定年月日
- 8 理 由 例：クールワークタイム導入（令和7年8月1日から令和7年9月30日）に伴う作業時間の短縮（1日あたり2時間）を補うため。クールワークタイムの実績については、別紙（日報や工程表など）のとおり。

新	旧
<p>クールワークタイム実施要領 QA</p> <p>Q1: クールワークタイムとは何ですか? A1: クールワークタイムは、夏季の高温時間帯（原則として11時から14時）に作業を中断することで、作業員の健康と安全を確保する制度です。クールワークタイム導入により、この時間帯は休憩時間とし、午前・午後の作業時間を調整します。</p> <p>Q2: なぜクールワークタイムを導入するのですか? A2: クールワークタイムの導入は、高温環境下での作業による熱中症やその他の健康リスクを低減するためです。これにより、作業員の安全と健康を守り、作業効率を維持することが目的です。</p> <p>Q3: クールワークタイム期間中の作業時間はどうなりますか? A3: クールワークタイム期間中の作業時間は、原則として、午前は、8時から11時まで、午後は、14時から17時までとし、11時から14時の間は作業を停止し、休憩時間とします。なお、受発注者の協議により、以下のような作業時間を定めることもできます。 (例1) 午前：8時～11時。午後：14時～17時。(2時間短縮) (例2) 午前：8時～12時。午後：14時～17時。(1時間短縮) (例3) 午前：8時30分～11時。午後：14時～17時30分。(2時間短縮)</p> <p>Q4: 作業時間が短縮される分はどのように補いますか? A4: クールワークタイムによる作業時間の短縮分は、工期を延長することで補います。例えば、クールワークタイム期間中に2時間の作業停止が60日間（現場閉所日を含む）続く場合、15日間（120時間分）から<u>9</u>日間（猛暑日）を差し引いた日数の<u>6</u>日間の工期を延長できます。 ・2時間×60日÷8時間－<u>9</u>日＝<u>6</u>日</p> <p>Q5: クールワークタイム期間中に工期が延長されることで、追加費用は計上されますか? A5: 工期の延長に伴う追加費用は計上されません。ただし、積算基準等に基づく熱中症対策や建設機械の損料、仮設材の賃料等が追加で必要になる場合がありますので、クールワー</p>	<p>クールワークタイム実施要領 QA</p> <p>Q1: クールワークタイムとは何ですか? A1: クールワークタイムは、夏季の高温時間帯（原則として11時から14時）に作業を中断することで、作業員の健康と安全を確保する制度です。クールワークタイム導入により、この時間帯は休憩時間とし、午前・午後の作業時間を調整します。</p> <p>Q2: なぜクールワークタイムを導入するのですか? A2: クールワークタイムの導入は、高温環境下での作業による熱中症やその他の健康リスクを低減するためです。これにより、作業員の安全と健康を守り、作業効率を維持することが目的です。</p> <p>Q3: クールワークタイム期間中の作業時間はどうなりますか? A3: クールワークタイム期間中の作業時間は、原則として、午前は、8時から11時まで、午後は、14時から17時までとし、11時から14時の間は作業を停止し、休憩時間とします。なお、受発注者の協議により、以下のような作業時間を定めることもできます。 (例1) 午前：8時～11時。午後：14時～17時。(2時間短縮) (例2) 午前：8時～12時。午後：14時～17時。(1時間短縮) (例3) 午前：8時30分～11時。午後：14時～17時30分。(2時間短縮)</p> <p>Q4: 作業時間が短縮される分はどのように補いますか? A4: クールワークタイムによる作業時間の短縮分は、工期を延長することで補います。例えば、クールワークタイム期間中に2時間の作業停止が60日間（現場閉所日を含む）続く場合、15日間（120時間分）から<u>7</u>日間（猛暑日）を差し引いた日数の<u>8</u>日間の工期を延長できます。 ・2時間×60日÷8時間－<u>7</u>日＝<u>8</u>日</p> <p>Q5: クールワークタイム期間中に工期が延長されることで、追加費用は計上されますか? A5: 工期の延長に伴う追加費用は計上されません。ただし、積算基準等に基づく熱中症対策や建設機械の損料、仮設材の賃料等が追加で必要になる場合がありますので、クールワー</p>

新	旧
<p>クタイム導入時には、受発注者で協議してください。</p> <p>Q6: クールワークタイム期間中の休憩時間に天候が悪化した場合、作業はどうなりますか？ A6: 天候が悪化した場合、現場の状況に応じて作業を再開してください。安全を最優先し、必要に応じて関係者と協議のうえで作業してください。</p> <p>Q7: クールワークタイム期間中に日によって作業時間を変更できますか？ A7: 期間中は、当初協議した作業時間を日によって変更することはできません。なお、緊急時にはその限りではありません。</p> <p>Q8: クールワークタイムの実績はどのように確認しますか？ A8: クールワークタイムを導入しようとするときは、事前に受発注者で協議のうえ、対象期間を施工計画書又は打合せ記録等に記載します。その後、工期延長の請求時に日報や工程表などにより、実績(クールワークタイムの期間中である旨)を提出することとなります。</p> <p>Q9: 施工途中からでもクールワークタイムを導入してもいいですか？ A9: 対象期間であれば、工期の途中からでも受発注者で協議のうえ、実施してかまいません。</p>	<p>クタイム導入時には、受発注者で協議してください。</p> <p>Q6: クールワークタイム期間中の休憩時間に天候が悪化した場合、作業はどうなりますか？ A6: 天候が悪化した場合、現場の状況に応じて作業を再開してください。安全を最優先し、必要に応じて関係者と協議のうえで作業してください。</p> <p>Q7: クールワークタイム期間中に日によって作業時間を変更できますか？ A7: 期間中は、当初協議した作業時間を日によって変更することはできません。なお、緊急時にはその限りではありません。</p> <p>Q8: クールワークタイムの実績はどのように確認しますか？ A8: クールワークタイムを導入しようとするときは、事前に受発注者で協議のうえ、対象期間を施工計画書又は打合せ記録等に記載します。その後、工期延長の請求時に日報や工程表などにより、実績(クールワークタイムの期間中である旨)を提出することとなります。</p> <p>Q9: 施工途中からでもクールワークタイムを導入してもいいですか？ A9: 対象期間であれば、工期の途中からでも受発注者で協議のうえ、実施してかまいません。</p>